

豊山学報・第六六号
弘法大師御生誕千二百五十年
記念特別号 抜刷
令和五年三月発行
真言宗豊山派総合研究院

近世長谷寺の寺内組織・新義真言宗の構成と
『長谷寺萬記録』について

藤田祐俊

近世長谷寺の寺内組織・新義真言宗の構成と

『長谷寺萬記録』について

藤田祐俊

一、はじめに

真言宗豊山派の総本山である長谷寺は、奈良時代より観音霊場として人々の信仰を集めてきた。また、近世になり根来寺から専誉僧正が入山することで、新義教学の中心として全国から多くの僧侶が集まり、新義真言教団の伝統を受け継ぐ総本寺（学問所）としての一面も持つようになった。

もう一方の新義教学の流れを継ぐ玄宥は、徳川家康の援助で慶長六年（一六〇二）に東山七条の豊国廟前の現地に智積院を再興し新義教学の中心とした。このように長谷寺・智積院はそれぞれ全く違った経緯で近世新義真言教学の中心となった。

観音霊場と新義教学の中心という二つの面を持つ長谷寺は、他山とは異なる寺内組織がある。また、新義真言宗では、近世になり触頭・僧録の設置など複雑な組織体制となつている。そのため、諸事複雑な手続きが必要となり、組織が変更される度に様々な問題が起きている。このような問題を書き留めておくため各組織で多

くの記録が作成されている。本稿で紹介する『續豊山全書』十九所収『長谷寺萬記録』もその記録の一つであり、末寺住職任命に関する問題等山内の諸問題が詳細に記録されている。

長谷寺の寺内組織や新義真言宗の組織体制については櫛田良洪氏⁽¹⁾や林亮勝氏・坂本正仁氏⁽²⁾による研究があり、新義真言宗の触頭制度については宇高良哲氏⁽³⁾の研究がある。どれも櫛田氏の研究を基に述べられているが、限られた紙面の関係上、史料の紹介は最小限となっているものも多い。

そこで、本稿では近世長谷寺独自の寺内組織と新義真言宗の構成を、その史料である『長谷寺萬記録』を用いながら紹介したい。

二、長谷寺の寺内組織

①専誉僧正入山前の長谷寺

周知の通り、専誉入山前の長谷寺は興福寺両門跡の一つ興福寺の末寺であった。大乘院門跡と長谷寺の関係を示している記録が『大乘院寺社雜事記』文正元年（一四六六）十一月十一月二十六日条に次のようにある。

一長谷寺間事条々

別当職事ハ、大乘院本願法印隆禪ニ被補任、以来当門跡相承、于今為一代無相違者也、

小別当職事ハ、門徒之良家之輩必被仰付之、毎事小別当致奉行者也、

御目代職事ハ、小別当之門徒之住侶、或非衆・非学中申付之云々、小目代職事非衆・非学輩補之云々、

定使職事、小別当之披官之力者・中間也

長谷寺別当は大乘院を開山した隆禪が補任されて以来、大乘院門主が代々拝任していた。別当職は宣下を以

て官符を受けて別当となる、しかし別当は役職だけの存在であり、実務を行う責任者としての小別当を置いた。小別当には門跡の配下の良家の子弟（院家僧）を置いた。また、小別当も貴族の子弟であり、その配下の者を御目代・小目代として実際の寺務を務めさせるために任命した。御目代や小目代は小別当配下の僧侶、或いは寺院に止住しながら、正式な僧侶でないものが就いた。以上の役職は長谷寺に赴任したものではなく、奈良にあった。そのため連絡役として定使^{じょうしつかい}として小別当が力者^{りきしや}や中間^{ちゆうかん}を任じた。

その後室町時代になると、小別当と小目代が廃止され、また目代には寺務に秀でていた坊官^{ぼくわん}を充て、「長谷寺奉行」と呼ばれた。更に室町末期には、長谷寺の重要な法会はすべて大乗院の末寺として執行され、その都度南都から役僧が派遣され、開帳の際には門跡が直接長谷寺へ赴き法筵を主宰していた。また山内補修の大工の選任や、山内の商売にも厳重な専売制度がしかれていた。経済的にも、大乗院からの支配があり、その内容を示す記録が『大乗院寺社雜事記』文明元年（一四六九）十一月廿二日条に以下の様に見られる。

大乗院方ハ長谷寺第一之末寺也、毎年得分ハ二貫二百文外無之、（下略）

長谷寺は同年八月、諸堂二四手を焼失する大火があり、十一月七日には登廊の立柱があつた。このように山内復興の再建最中であつても、大乗院に多額の年貢を納めていることがわかる。

それでは、長谷寺ではどのような寺院組織になつていたのであろうか。山内の実権は大乗院や興福寺に一貫して継続され、それに対応する寺院組織が出来上がつていた。この時期長谷寺では「所司座」「五師座」「衆分座」呼ばれる集団が形成され、他に大勸進（十穀上人・本願）も常設された。この大勸進は早くから常設され、往生院がその坊であり、勸進聖が配属されていた。

各座の構成は、所司は俗事にも携わる聖俗兼帯の者、五師は妻帯を禁ぜられた学侶であり、それぞれ最盛期は十八人で組織され、衆分は堂衆（修験・浄土の行人・聖など）で組織されていた。また、僧職として、入寺^{にゅうじ}（五師

の末座）・権寺主・権上座（所司の末座）・三昧は所司に次ぐ若衆の階位と思われ、誓願師・有職（六人で構成され、内陣の供僧）は老衆の役職とおもわれ、大念仏衆などが確認されている。

そして、大勧進を除く所司・五師から二名ずつ、衆分より一名が選出され、執行と公文（政所）が加わって七名が年預ねんよとなり長谷寺を主宰し、合議制をとることから評定衆とも呼ばれた。⁽⁸⁾年預のうち、執行と公文は常任役職であり、評定衆の代表格となった。⁽⁹⁾

前述の通り、専誉入山以前の長谷寺は大乗院の支配をうけ、山内の実権は執行と公文が掌握し、学侶は減り半僧半俗の勧進僧に委ねられていた。また、文明元年（二四六九）・明応四年（二四九五）・天文五年（一五三六）と約七十年の間に三回の大火があり伽藍も荒廃し、復興費など経済的にも危機に瀕していたのである。

②専誉と長谷寺復興

長谷寺の復興に多大な影響を与えたのは豊臣（羽柴）秀長（一五四一？～九一）である。秀長は秀吉の異父弟であり、秀吉に従って各地で戦功をあげ、四国・九州征伐を指揮した。秀長は天正十三年（一五八五）閏八月に大和郡山城主となり大和・和泉・紀伊の百万石を領した。そして紀伊の総国検地を行い、大和の寺社に制札を下し、東大寺大仏殿の復興に援助を与え、紀伊青岸渡寺に土地を寄進するなど神仏に篤く帰依し、領国支配につとめ、大和大納言といわれた武将である。⁽¹⁰⁾

その秀長と専誉に関する記述が隆慶編著『豊山伝通記』中巻「豊山中興第一世専誉僧正伝」⁽¹¹⁾に以下のようにある。

（上略）同十五丁亥歳。和州太守亜相豊臣秀長。慨シ懐シ長谷ノ梵区法風陵遲シ凡僧雜住一スルヲ。欲レ使下廊ノ坊等ヲ而移ニ山麓一以ニ超世ノ碩徳一主中于精藍ニ。小堀政次聞達シテ云。智行兼備セル名匠アリ。其名ヲ曰ニ専譽一。現ニ

蟄^ニ居^{スト}于泉州^ニ。即屈^ニ請師^一住^ニ持^{セシム}公ノ坊^一。以^レ為^ニ冠主^ト。名聲遠^ク達^ニ天聰^一。勅^ニ任僧正^一。冬鋪^テ講^一筵^ヲ。再建^ニ法幢^一。（下略）

長谷寺入山や僧正の勅任の時期は、聞書等其他の史料から検討を要するが、豊臣秀長が、長谷寺の現状を悲しみ、高僧をもつて仏教修行の寺にするため、智行ともに名高い和泉国で蟄居している専誉を招いたとある。

専誉が入山した当時の長谷寺を物語る史料がいくつか見られるので紹介しておく。

『吉野詣記』⁽¹³⁾ 天文二十二年（二五五三）二月二十八日条で、次のようにある。

（上略）かくてつば市より泊瀬寺にまいりぬ。所のさま源氏物語にかけりさなからにてしばし花の蔭に立よれは。誠に波ちにむかふ心ちせしかは

こきよせよ花のしら波海士小舟はつせの山のはるの夕風

本尊の御前に参る。折しも歌うたへる女二人法衆とおぼしくて哥うたへるあり。（中略）しはらく念論して本尊に向ひ奉れり。寺はいまた周備の姿もみえず造畢せしめは閉帳あるへきをまのあたり拝見しけるも有難くなん

長谷寺を参詣し本尊を参拝した際に、観音堂が焼失しまだ再建されていなかったと記されている。また、『頭如上人雜記』 天正十一年（一五八三）二月二十一日条⁽¹⁴⁾にも、観音堂が半分できあがり、前に舞台があるとの記述がある。以上のように、本尊の造仏が終わって四十年以上経つても本堂が再建されていないことがわかる。

このよう状況を打破するのは以下の文書である。

当寺観音堂／造営作料之事／禁裏様御修理／御作料同前可取／遣事尤候、恐々謹言／羽筑／五月三日 秀

吉（花押）／長谷寺 本願

豊臣秀吉からの書状で、長谷寺観音堂の造営費は、禁裏様（天皇家）修理費と同様にして取り使わすという内

容で修造勸進を認めるものであったが、日付のみの書状であるが天正十二年（一五八四）頃の事とされている。⁽¹⁵⁾翌十三年閏八月、秀長が郡山城の城主となり長谷寺の再興に努めた。その内容は、十月十六日秀長書状に長谷寺に寺領を与え、その三分の一を観音堂の修造料とし、残りは寺僧領とせよとある。また、同月二十九日秀長書状には、番匠や大工らの手間賃に關しての取り決めや交代、自らが見聞に出掛けるとの記述も見られる。⁽¹⁷⁾『多聞院日記』卷三十四、天正十六年（一五八八）九月二十一日条に、⁽¹⁸⁾長谷寺観音堂建立供養の記述が以下のようにある。

一 長谷寺観音堂建立造并付、⁽¹⁹⁾為供養今日ヨリ千部経在之、曼荼羅供在之云々、大納言殿女中參詣云々、長谷寺観音堂建立が終わり、千部経誦誦曼荼羅供が開始され、秀長の女中らが参詣している。また同日記天正十六年九月二十九日条には、⁽¹⁹⁾

一 於長谷寺堂供養在之、高野衆下テ大曼荼羅供・伶人舞在之、寺門之大太鼓被借用、大納言被參。了雨下、本来ハ大乘院殿彼寺知行故、毎度堂供養導師沙汰也、百貫進上、其他当座入目皆以彼寺沙汰之。今ハ何モ不入。高野衆が下向して、観音堂の堂供養がおこなわれ、曼荼羅供、伶人による舞が行われ秀長も列席していた。このように興福寺の手を離れ、真言宗の高野山の衆徒の手で落慶法要が営まれていることが記されている。

これに遡ること同年八月十七日条には、秀長が長谷寺観音堂に寄進する釣灯籠銘文の下書きを依頼したことが記されている。以上のことから、秀長の長谷寺本堂再興に対する関心の高さがわかる。この再建に關する記述は『豊山伝通記』專譽項、天正十六年正月にも見られ、殿堂の頽壞を愁い、その修復を秀長にもとめ、秀長は即諾し、二月から修繕に取り掛かり、九月に落成したという記述がある。⁽²⁰⁾

また、慶長六年（一六〇二）二月醍醐寺三宝院義演が長谷寺にて、小池房專譽、正純房日誓ら十五名に印可を授けた際に、先年は観音堂が半作であったが今度は周備し、舞台は清水寺のようだと述べている。⁽²¹⁾

以上の様に、長谷寺は豊臣秀長によって、再建され大乗院の末寺から完全に離れていったのである。

③専誉の長谷寺運営

専誉が入山し、秀長の援助により伽藍の整備も進んだ長谷寺は大きな改変を行うこととなる。先ずは前述の通り、観音霊場としての長谷寺を引き継ぎつつ、新義真言宗の学問所として寺院運営をしていくこと。また、従来の寺院組織をどのように改変するかである。

専誉が初めて行ったのは、長谷寺の執行であつた廊坊隆賢から什物を引き継ぐことであつた。天正十六年（二五八八）十月七日付で廊坊・枳坊・照彦坊・横田坊・藤井坊の五名連名で「長谷寺寺物日記」名の目録が作成され、北坊・西藏院・十輪坊・橋本坊に引き渡され、その受領書も確認出来る。北坊含め四名は、専誉のもとで新しい長谷寺の運営に参画することになった者たちと考えられる。⁽²²⁾ 什物は五十六品目にわたるものであつたが、その品数や内容から考えると一山の運営を評議する機構に限定されているものであると考えられている。⁽²³⁾ 長谷寺の主導権が執行から専誉に移つた事を象徴している。また、『多聞院日記』天正十六年十一月十六日条には、新しい山内を構築するために、以下の措置をとつている。⁽²⁴⁾

（上略）長谷寺ハ前ノ寺僧悉妻帯不然トテ被払之、高野二階堂小池ナントノ清僧六人寺ニヲカレテ勤行沙汰之云々、観音祖意如何。

長谷寺山内に混在していた、清僧と妻帯僧を区別し、妻帯僧を追放し清僧六人を置いて新しい山内構造へと移行していった。

前述のように、観音信仰を従来通り維持しつつ、新義真言宗の学問所として並立させることが専誉に与えら

れた課題であった。そこで、旧来観音供養の法務を委ねられていた六人「六供」を再構築し、清僧を以てこれを行うこととしたと思われる。天正十七年（一五八九）秀長の代官である小堀新介正次が寺領三百石を充てた際の宛名に「六坊」という記述が見られる。⁽²⁵⁾ また、前掲の天正十六年十一月十六日の『多聞院日記』にも、六人の清僧をもつて新しく寺院組織をしたとあり、僧名までは確認出来ないが「六供」「六坊」の関係性が伺える。

最初に見える六坊の名前は、文祿四年（一五九五）八月二十七日に廊坊家に与えた起請文に専誉とともに連署している、喜多坊・月輪院・西蔵院・橋本坊・十輪坊・梅心院である。この六名は昔からの住僧か専誉が連れてきた六人の清僧なのかは分からない。しかし、什物引継ぎで立ち会った、北坊・西蔵院・十輪坊・橋本坊の紙裏書には専誉と同格に西蔵院・十輪院・橋本坊が記されていることから、橋本坊も住僧であったようである。六坊（供）制度は江戸時代を一貫していたようである。

六供の銘が、慶安三年（一六五〇）六月に落慶法要が行われた現観音堂の棟札に記されているので以下に紹介する。⁽²⁷⁾

【表】

（上略）征夷大将軍源朝臣家光公 御奉行中坊美作守時祐 大工中井大和守

御造立和州長谷寺十一面観音堂舎并 鐘楼／登楼／楼門

大别当小池坊権僧正尊慶

【裏】

慶安三年庚寅六月御堂供養／十二日曼荼羅供 職衆百二十口／十三日三問一講 百二十／十四日庭儀灌頂

職衆五十口

下奉行／今村七郎兵衛重吉／十楚三之丞重治／渡邊與左衛門

小工 今奥和泉守／今村河内守

慶安五年曆壬辰六月十八日棟札書之

六供 月輪院 西藏院 北之坊／梅心院 十輪院 仏眼院

（下略）

長谷寺小池坊第五世尊慶と、六供と記された月輪院・西藏院・北之坊・梅心院・十輪院・仏眼院の名前がみえる。また、各院は時代によって名前を変えた。橋本坊は一旦左記の仏眼院と改称され、やがて金蓮院の名称に落ち着いた。西藏院は寛保四年（一七四四）に慈眼院と改称され、十輪院は貞享元年（一六八四）に慈心院と改称され、そして喜多坊は天明二年（一七八二）に歓喜院と改められた。以上のように、六坊を中心とした山内制度が成立したのである。

④学問道場と観音霊場

歴代能化や衆徒らの努力で、長谷寺は観音霊場としてまた、新義真言宗の最高学問所・総本山としての体裁を確立していった。そして江戸時代中期ごろから長谷寺は、「三方」と称された「方丈」「大仲（観音御仲）」「勸学院」の三つの組織から構成され、特に「大仲」「勸学院」は両仲とよばれた。²⁸

「勸学院」は、教学修習を目的に本山に交衆し、その後各地に戻り学んだ教説を弘める所化大衆を監督し、修学に関する諸物諸堂を運営護持し、事務管理を司る組織である。「大仲」は観音信仰維持発展のための組織であり、運営は六坊衆を中心とする組織である。「方丈」は小池坊能化の止住する場所を指し、事務機能としては能化の下に、近侍の僧が任せられる方丈監事を中心構成されていた。

まず、小池坊と長谷寺の関係であるが「方丈」として長谷寺山内の一部に存在していたのが小池坊で、組織・空間的な面からも別である。専誉が入山し、旧勢力から什物を引継ぎ、彼らが山外に移動し、一山の支配権を得た。長谷寺入山後も専誉は、小池坊という能化坊の名称を使い続け、根来より新義真言宗能化を意味する小池坊の住持が、長谷寺の最高責任者という事になり、長谷寺本坊は小池坊となったのである。

「勸学院」は新義僧が小池坊・智積院のいずれかに登山留学が義務づけられ、所化が増加するとともに、彼らの監督、宗学体制の確保・充実、修学上の事務処理、宗学諸施設の管理などを掌る機関が必要となり発生した。もとは「会所」と呼ばれていたが長谷寺小池坊第七世信海代に「勸学院」に改称したといわれる。「勸学院」の建立は信海代と言われ、それまでは月輪院を「会所」としていた記録が残っている。また、「勸学院」は単に修学施設としてだけでなく、在山所化に関する諸記録である『交衆帳』『座位帳』なども記録・保管されていた。また、寛文四年（二六六四）二月九日には長谷寺小池坊第八世快寿能化名で出された「勸学院法度条目」⁽²⁹⁾などで修学に関する規定などが残されている。⁽³⁰⁾

「勸学院」の組織であるが、所化は在山年数による臈次にしたがって、諸行事の座位についた。運営面であるが臈次の多い者から順に組織が形成され、指導するようになった。組織は前類（前側）・後類（後側）といわれるもので、各三十名で構成される。前述のように、臈次の多い僧から振り分けられていったが、後類以降は、三之側、四之側と三十人ずつまとめられ、十一側まで構成された。前類の上臈十人が「集議（衆議）」と呼ばれ「上座十人」「上臈十人」とも表現された。長谷寺の特別な組織体制から、集議の中から大仲の六坊住持が選任された。六坊住持以外の集議は「平集議」と呼ばれ六坊六人とは区別されていた。前類は集議を含めた臈次の多い三十人で構成され、此の三十人は報恩講を勤仕することから菩提院結集とも呼ばれた。⁽³¹⁾

集議は「勸学院法度条目」以下のように規定されている。

勸學院法度条目

一 集議評定事可爲上座十人但爲十人不相濟之儀者可爲一結之衆評事（下略）

勸學院の運営は集議で決定され、決定出来ない場合は他の前類、さらには後類との衆評で決定された。また、財政に関しても、特別な「一臈金」と言われる、臈次一位である一臈が管理・貸出を行う独自の財源をも確保していた。⁽³²⁾

勸學院の職掌は「一臈」「月番」「年預」「月行事」の順で組織運営されていた。

「一臈」は集議の一臈の事。勸學院運営の総括責任者であり、実務には重視しない。「月番」は一臈以外の集議が、一人ずつ交代で就任し、寺務の責任者。「年預」は定員二名で「両年預」「両役者」とも呼ばれる。在山五年以上の者が就任し、任期は一年であったが、正徳三年（一七一三）から半年となった。実務を担当し、緒文書も両年預名および年預と連署で出されていた。「月行事」は、年預の下で諸寺務を行っていた。⁽³³⁾

「大仲」とは、長谷寺本尊を中心として構成された組織である。組織の責任者を「年預」といった。史料には「大仲年預」「寺中年預」「長谷寺年預」と記されている。大仲の管理範囲は、専誉入山以前の長谷寺の運営範囲であり、中世以来観音霊場の伝統を継承している。⁽³⁴⁾そして、長谷寺の由来・行事の文書作成、順礼に関する事件に関しての交渉、幕府からの御触の宛先も大仲であった。「大仲」は対外的には長谷寺を代表する組織となっていた。

「大仲」は前述した六坊といわれる院家で構成され、梅心院・喜多坊・月輪院・金蓮院・慈眼院・慈心院である。運営は、六坊住持が一年交替で年預を勤め、年預がおこなった。⁽³⁵⁾

六坊は観音の供僧として御祈祷を行い、寺領の配分を受けていた。組織上、大仲の年預と勸學院の月番を勤めることもあった。また、「大仲」の管理範囲は広がったため、学侶だけでなく、諸堂・四十八人披官・禰宜・神主など、さまざまな者を支配下において、行事遂行・堂舎の管理などにあたっていた。⁽³⁶⁾

さらに長谷寺を維持するためさまざまな組織があった。長谷寺第十四代英岳（二六四〇～一七二二）が集録された『和州豊山派長谷寺古今雜録』⁽³⁷⁾には、豊山における堂塔伽藍の沿革・論議の故実・護持院・護国寺などの沿革、弥勒寺・根生院等の由来が記されている。そこに記されている、「本願（本願院）」「諸堂」「四十八人披官」について以下に記す。

「本願（本願院）」は長谷寺開山の徳道上人が居住した跡といわれている。中世には、山内行事の執行や祈祷などを中心に行い、経済面なども支配し山内の重要な役職にあった。しかし、専誉入山以降は権益を失い衰退していた。本願院住持は、秀海までは学侶でない僧侶が勤めていたが、次代からは「所化」として修学を義務とされ、学侶の寺となった。⁽³⁸⁾

山内には「諸堂七ヶ寺（本願諸堂）」と呼ばれる「行人」が供僧として堂があった。「不動堂」「獨閻魔堂」「一切経堂」「大閻魔堂」「大黒所」「地藏堂」「大師堂」の七堂である。古くは観音に関する諸行事に関わり、それだけでなく長谷寺に関する諸信仰に関係し、利益を得ていた。しかし、専誉入山後前述の通り、供僧らは山内から町屋のほうへ移動となった。時代が進むに至って、小池坊の支配のもと、諸堂の供僧らを観音堂の承任として、堂を中心に執行される諸行事に奉仕する役となっていた。⁽³⁹⁾

長谷寺は「四十八人披官」と呼ばれる門前に居住した俗人の組織も抱えていた。彼らは『和州豊山長谷寺古今雜録』に専誉入山以前から町中に居住し、法体で観音の諸法会の承任や役人を務め、散財の配分を受けていたとある。⁽⁴⁰⁾しかし新義真言の山となり、別に承任を置かれたので、経済的に困窮し耕作や商売を行うようになり、俗体にかわったとある。後には、山外に出た妻帯僧や俗人等を含め、観音に奉仕する役を目的に組織されたようである。⁽⁴¹⁾

以上の様に、長谷寺は旧来の組織を残し利用しながら、観音霊場・学問所としての長谷寺の組織を構築して

いったのである。

しかし、専誉が慶長九年（二六〇四）五月五日に遷化以降、小池坊能化に就任に関しては、周知の通り大きな問題を残した。本発表では省略するが、次期能化の選任方法が定まらず、また幕府から様々な統制を受けるなどの背景があったからであろう。しかし、能化就任が錯綜したのは学的資質が問題では無く、幕府の宗教統制という時代の流れに長谷寺も巻き込まれていたからであろう。

⑤長谷寺と江戸幕府の宗教統制

江戸幕府の宗教政策を考える上で、慶長から元和にかけて徳川家康から下された諸宗寺院法度は重要な位置を占める。⁽⁴²⁾

勿論、安土桃山時代の織田信長・豊臣秀吉もそれぞれ法度などを制定し宗教政策を行った。その内容は信長の比叡山焼き討ち、秀吉の根来焼き討ち等大きな勢力を持つ仏教教団に対し弾圧し、組織の弱体化を図ったことにある。

しかし、信長が徹底的な弾圧を行うのに対し、一方の秀吉は本願寺、比叡山の再興など仏教復興にも尽力した。更に両者の大きな相違点は、信長はキリスト教を利用したが、秀吉は天正十五年（一五八七）伴天連追放令を発令し、キリスト教を禁止したことにある。このようなキリスト教に対しての為政者の対策は、檀家制度制定に非常に大きな要因となる。

江戸幕府の寺院法度制定の目的は、それぞれ異なった条件のもと成立した仏教宗団を一つの枠にはめ込み、政治的・経済的に規制し、封建体制の中に組み込むことにあった。法度の内容は本末の在り方、僧侶宗学年数の規定、色衣被着など事相に関わる制度、僧位・僧官の扱いなどであった。初期に法度制定された宗派を見て

みると、天台宗・真言宗が多く、ついで禪宗・浄土宗となり、日蓮宗・浄土真宗（一向宗）には出されていない⁽⁴³⁾。寺院法度の制定時期は、慶長二十年（元和元年（一六一五）七月十三日元和に改元）五月夏の陣にて豊臣秀頼が自害し豊臣氏が滅びた後である。幕藩体制の整備のため七月「武家諸法度」「禁中並公家諸法度」と共に多くの宗派に制定された⁽⁴⁴⁾。以下に元和元年七月に「真言宗諸法度」が制定されるまでの経緯を追ひ、どのような段階を経て制定されたか考察していく。

真言宗関係法度は慶長六年（一六〇二）五月に出された「高野山法度」が最初である。この法度は家康が高野山の学侶方から出された訴状に対して、金剛峯寺衆徒にあてた五条からなるものであり、法度が出されたことにより高野山の学侶・行人方両勢力の力を二分することとなったのである⁽⁴⁵⁾。

この後、慶長十四年（一六〇九）八月二十八日に「醍醐寺諸法度」「東寺諸法度」「大山寺相模法度」「関東真言宗古義諸法度」「高野山衆徒中定」、同年十一月に「東寺法度」「高野山金剛峯寺衆中に宛黒印状」など、まとめて真言関係所々に法度が出されている。更に翌年慶長十五年（一六一〇）閏二月に「石山寺定」、同年四月に「高野山寺中法度」が制定されている⁽⁴⁶⁾。この時期に出された法度には三つの共通している内容が見られる。先ず、古跡古寺においては、学問的に優れている僧侶がこれを継承するべきであると記され、次に学問を勧奨し、学問を懈怠するものに対して厳しい処分が記され、そして最後の条には仏法興隆が記されている。前記の三つ以外に「関東真言宗古義法度」だけに記される条文がある。その内容は、法談の日限を堅く守ること、二季の稽古を懈怠なく行うこと、本山住山の三年の年限規定、本山住山中の学習規範、教相の所学があつても事相の伝授がなければ能化を許さない事など非常に細かい規定であり、限られた宗派・地域に対してだけ出されている点特徴である⁽⁴⁷⁾。また、この法度には「本山」という記述が見られ、本山が規定され幕府が本末関係を意識しているのがわかる。

以上の点から、慶長十四・五年の法度では、学僧の相続と学問の勸奨、仏教興隆を図り、関東においては寺院運営の細部にまで及ぶ規定を定め、本末関係強化を意識させるものとなっていることがわかる。

この後に、慶長十七年（一六一二）十月「長谷寺法度」、翌慶長十八年（一六一三）四月「智積院法度」、同年五月「関東新義真言宗法度」・三宝院宛「修験道関係法度」制定された。⁴⁸ここでは、「長谷寺法度」⁴⁹「智積院法度」⁵⁰「関東新義真言宗法度」について比較検討したい。

長谷寺法度

- 一 為学問住山之所化、不滿廿年者、不可執法幢事。
- 一 房舍并寺領、私不可売買事。
- 一 所化衆、不要能化之命、非法於在之者、可追放寺中事。
- 一 右堅可守此旨者也

慶長十七年十月四日

（御朱印）

當寺能化坊へ

智積院法度

- 一 為学問住山之所化、不滿廿年者、不可執法幢事。
- 一 所化中不聽能化之命、非法儀於有之者、可追放寺中事。
- 一 所化中結徒党企公事者、棟梁人可追放之。若棟梁於不知者、上座一人可擯出事、右、堅可相守此旨者也。

慶長十八年四月十日

（御朱印）

前掲二つの法度で共通しているのは、「住職資格」「学問勸奨」で、住山二十年の年限と能化の命に従わない所化は、寺中から追放との記述も見られる。

また、翌年に出された「関東新義真言宗法度」⁽⁵¹⁾には以下のように定められている。

関東新義真言宗法度

- 一、為学問住山之所化、不滿廿年者、不可執法幢事、
- 一、入学問室後、欠座之輩有之者、永可拔衆事、
- 一、座位可爲学問階牒次第、付、不遂住山、不可着香衣事、
- 一、諸本寺之僧衆、不可背本寺之命、語俗縁權門企非法事、不可奪取他寺之門徒事、
- 一、不伺本寺不可居住末寺事、

右堅可守此旨者也、

慶長拾八年五月廿一日

御黒印

関東新義真言

諸本寺

「関東新義真言宗法度」のみに見られる条目内容は、座位と香衣に関する事と、「末寺の僧衆は本寺の命に背いてはいけない」「本寺に伺わないで、末寺に居住してはいけない」など、座位関係事項と本山の権限を強化している。

「長谷寺法度」「智積院法度」など関西の寺院法度においては、「山内の所化は能化の命を用いない場合は追放」「寺領売買の禁止」「徒党の禁止」などの寺院内部の事柄が書かれ、本末関係に関しての条目は見当たらない。⁽⁵²⁾以上の点から、関西においては、本末関係の整理設定が関東より遅れていることがわかる。

また、時代背景をみると「関東新義真言宗法度」は修験道本山派・当山派の注連祓役銭をめぐる総論の結果出された「修験道法度」とともに制定され、「長谷寺法度」「智積院法度」は家康と関係の深い宥義・日誉の入山の時期に制定されている⁽⁵³⁾。

そして、元和元年（一六二五）七月に全十箇条からなる「真言宗法度」が制定される。この法度は、これまでの制定経緯とは異なり、対象地域や寺院が限定されたもの、争論の裁定から生じたもの、家康懇意の僧侶の願意から制定されたものではなく、新義・古義を通じ、全国の真言宗全般に適用された。

法度の内容は、(一)真言宗の僧は教養と修行の両方に熟達すべきこと、(二)戒律の強化、(三)本寺の権限を強化すること、(四)法席の師は二十年の学問と三年の住山を経た者に資格を与えること、(五)法論の席で自分の師を批判してはならないこと、(六)紫衣の着用は勅許によることなどを定めている。この法度で僧兵的活動を禁止し、僧侶の生活の中心が教養の研鑽と修行であることを強調した⁽⁵⁴⁾。さらに、全国規模で本末の関係を打ち出し、法度の集大成として発布された。

しかし、この法度制定の際には幕府の意向はもちろん、寺院側の意向も取り入れている。制定の過程で、各宗派、寺院などから草案を提出させ幕府で修正し法度を制定している記述がみられる⁽⁵⁵⁾。

この法度の制定によつて、真言宗が幕藩体制の支配機構に組み込まれたと言える。また長谷寺に関する諸法度制定は、大乘院末から新義真言宗の寺院として、幕府から正式に認められたことの証でもあった。

⑥ 新義真言宗 触頭 江戸四箇寺と護持院僧録について

江戸幕府からの諸法度が制定され、新義真言宗では長谷寺小池坊と智積院が最高学問所として、両能化が権威を掌握した。近世初期、新義真言宗が一つの宗団として形成されるには、あと何が必要であったのであろう。

坂本正仁氏は、宗団形成に必要な以下の四つを示されている。⁽⁵⁶⁾

一つは他宗・他派と異なる独自の教義・教理が確立し、伝承されていること（教義の確立）。二つには広範な地域に、教理を修習する僧侶集団の存在とその修学システムが整備されていること（教育システムの確立）。三つには、僧侶の活動地盤となる、経済的な支援者である檀越をもつ寺院の存在と、それら寺院に影響力を及ぼす、中核寺院が存在すること（経済地盤と本寺の確立）。四つには、帰属僧侶や寺院を、教義内容の受容や新たな展開の正邪、さらに世俗に関わる面までを含めて活動の在り様を判断し統括する組織の整備されていること（宗務所的存在の確立）。

諸法度制定の後、新義真言宗に不足していたのは前掲条件の四である、帰属の僧や寺院の統制を行う事務組織であった。さらには、さまざまな面で幕府や藩との交渉が重要になり、一宗を代表して諸寺務や、幕府などと対応する組織が必要となったのである。

そのなかで発生した役割が、「触頭」である。触頭とは、幕府寺社奉行からの諸法令を一宗へ伝達する機関であり、また反対に宗団内から寺社奉行へ訴訟・誓願など上申の媒介をした。⁽⁵⁷⁾ また、このような機能を有するが故、宗内に対して強い影響力を持った。触頭は仏教各派だけではなく、神道や修験道にも配置され、名称はそれぞれさまざまで、新義真言では「江戸四箇寺」・古義真言では「江戸在番（関東五ヶ寺）」と呼ばれていた。

江戸四箇寺の成立に関しては、榎田氏が寛永元年（一六二四）、坂本氏が元和九年（一六三三）を成立年代の最下限としている。⁽⁵⁸⁾ 近年宇高良哲氏が元和五年（一六二九）七月以降から、下限元和八年（一六三三）夏以前と発表している。

その構成寺院は江戸愛宕円福寺・真福寺。本所弥勒寺、湯島知足院であった。その後、貞享三年（一六八六）閏三月に隆光が長谷寺六坊の一つ慈心院から知足院住持となった。そして『隆光僧正日記』⁽⁵⁹⁾ 同年十二月朔日条

に以下のようにある。

（上略）其方儀御祈禱神妙^二付、権僧正^三被仰付也、其方存知通、新義ニテハ両能化より外ハ僧正無之也、（中略）^并四箇役者御免被成也。御祈禱之障^二可成と思召、（下略）

將軍家の祈禱が殊勝であるため、権僧正に任ぜられた。当時新義真言で権僧正は両本山だけであり、また祈禱に障りが出るため四箇寺の役を免除されることとなった。これにより、翌年七月に根生院が後役に任ぜられた。この後、隆光は元禄元年（一六八八）九月に竹橋内に寺地を拝領し、湯島から知足院を移し、跡地には根生院が移った。

四箇寺は合議をとっていたが、住持の別により初瀬方（小池坊）と京方（智積院）に分かれていた。「和州豊山長谷寺古今雜録」所収「惣^而四ヶ寺之事」には、古来、知足院は初瀬方、円福寺・真福寺は智積院方から住持が決定された。弥勒寺は不定であったが近頃は京方が勤め、三ヶ寺は京方、知足院一ヶ寺が初瀬方であった。しかし、隆光が綱吉に、万一病気の時には一ヶ寺では役目が執行出来ないのです、これからは等分にて勤めるようにと命ぜられたとある。⁽⁶⁰⁾

隆光の僧録任命に関しては、坂本氏が、詳細に研究されているので、以下に紹介したい。⁽⁶¹⁾元禄四年（一六九二）六月十八日、小池坊卓玄と智積院信盛の両能化が正僧正に任ぜられた、隆光は六月十七日に正僧正に任命されている。⁽⁶²⁾更には、元禄八年（一六九五）九月十八日に綱吉は竹橋知足院にお成りをした。『隆光僧正日記』同日条には以下のようにある。

一十八日、九つ時過被為成、護摩堂・千手堂へ御参詣也、次ニ御殿へ被為成。（中略）次ニ御手方御朱印箱ニ入被下之、護持院之称号被下之、大僧正轉任、僧録ニ被仰付之条、一派之僧色衣之沙汰可仕之旨也、（下略）護持院の称号を下され、大僧正に任じ、さらに護持院住持を僧録に任じた。また新義僧に関する色衣被着に

関する認可権を与えたのである。この権限は中世以来、仁和寺・大覚寺の両門跡が持っていたものである。さらに、隆光の大僧正補任は僧官として、両能化を超えたのである。

「僧録」とは僧尼の登録、住持の任免など僧事を総轄する役職であり、真言宗の歴史においてこの機関は隆光が初めてであった。江戸四箇寺は僧録護持院の寺務機関となった。更には、最終的には宗内寺院・僧侶の誓願や訴訟の許認可・裁許権も最終的には護持院が掌握した。また後住問題に関しても、強い発言権を持つていることが確認出来る。

しかし、護持院僧録は將軍家、とくに綱吉の力を背景とした隆光個人の力が大きかった。僧録職は寺付きではなく、隆光個人の力であり、護持院後代へ引き継ぐことは非常に難しい問題であった。なお、護持院僧録は隆光・快意・覚限と三代にわたり継続したが享保二年（一七一七）正月護持院の焼失を機に、三月十四日に幕府によって廃止され、再建はかなわず大塚護国寺に移されたのである。

三、『長谷寺萬記録』について

『續豊山全書解題』は、『長谷寺萬記録』（以下『萬記録』）項によると、長谷寺に所蔵されている本坊小池坊の方丈鹽事がほぼ日々に記した役務日記である。『續豊山全書』には『萬記録』の一〜六までの収録であるが、方丈鹽事の役務日記は多数所蔵され、長谷寺小池坊二世恵任から長谷寺小池坊第五世隆盛まで残されている。書名は「萬記録」「鹽事萬記録」などさまざまであるが、内容は能化に近侍する方丈鹽事が、方丈に関係する日々の記録や往復書状、触書などを記録したものである。

『萬記録』の巻頭には以下のように記されている。

前來御代々能化御直之記録雖有之。惠仁僧正於鑑事寮茂委細之記録可仕旨被仰付候故書記之。後代此旨可相守者也。

享保二十乙卯年十一月

とあり、前々から代々能化が自らの記録はあるが、惠任僧正がその寺務を担う鑿事においても、詳細な記録を残すようにと命じられたとある。

惠任は『豊山伝通記』および『長谷寺小池坊能化列伝』によると、亮弁房惠任は寛文五年（二六六五）摂津国大阪に生まれた。延宝六年（二六七八）十四歳で摂津天満宝珠院に入り翌年同寺で加行・灌頂し、同年八月長谷寺に登り、西蔵院養識房頼雅に従い勉強に励んだ。元禄十五年（一七〇二）に伝法大阿闍梨となり、宝永七年（二七一〇）には喜多坊住職であり、正徳二年（二七二二）には第三位の座位となっていた。正徳五年（二七一五）七月、第一臈から中野宝仙寺に移り、享保七年（一七三二）には弥勒寺に移り、享保十五年（一七三〇）に護国寺住職となった。そして、享保十九年（一七三四）九月七十歳で小池坊住職になっている。元文元年（一七三六）三月正僧正になり、同五年（一七四〇）隠居し与喜寺に退き、寛保二年（一七四二）五月二十二日与喜寺にて七十八歳で遷化した。⁽⁶³⁾

なぜ、惠任は方丈鑿事の委細な記録を残すように申し付けたのであろうか。『萬記録』にはそのきつかけとなった出来事が詳細に記録されている。それは享保二十年（一七三五）十月に起こった移転地である河内通法寺後住問題であった。その他にも元文二年（一七三七）七月山城乙訓寺、同年十一月千葉妙見寺の後住問題についても詳細に記録されている。⁽⁶⁴⁾

時代はまさに、護持院が焼失し僧録が廃止され、四箇寺・両能化の地位が戻りつつある時期であった。この問題は、僧録廃止後の護持院の後住任命権と旧来の規則に則り、四箇寺・両能化の地位を再度確立する契機と

なつたのである。

その詳細な内容については、誌面の関係上次回に譲りたい。

四、ま と め

真言宗豊山派総本山長谷寺は、古来の観音信仰霊場と新義真言宗の学問所としての二面をもつ。また、中世から大乘院の支配を受けていた長谷寺が、近世になり専誉僧正を迎え新義教学の学問所として、長谷寺の復興を遂げていく過程での複雑な山内改革が行われる。

専誉は旧来の組織と新しい組織を、融合させ観音霊場・学問所それぞれの組織を構築し、寺外の組織とも支配関係を結んでいった。さらに、一宗としての教団形成に欠かせない、宗団の統制や対外窓口となる組織が整備され、運用されていく過程で起こる様々な問題に、能化・四箇寺などが対応する記録が残された。その記録を整理する事で、近世総本山長谷寺が新義真言宗においての、立場や役割をはじめ理解することができるのである。

【参考文献】

- 田中海應『豊山小史』大正十四年、総本山長谷寺
永島福太郎『豊山前史』昭和三十八年、総本山長谷寺
榎田良洪『真言密教成立過程の研究』昭和三十九年、吉川弘文館
榎田良洪『専誉の研究』昭和五十一年、吉川弘文館
林亮勝・坂本正仁『長谷寺略史』平成五年、真言宗豊山派宗務所

林亮勝『長谷寺小池坊能化列伝』二〇〇四年、人間舎
宇高良哲『触頭制度の研究』平成二十九年、青史出版

【参考論文】

林亮勝「江戸時代中期における真言宗新義派の諸問題―河内通法寺・山科乙訓寺・下総妙見寺の後任問題を通して見た―」『日本仏教学会年報』第三十九号所収、昭和四十九年
林亮勝「御祈祷寺院住職の条件」『密教学研究』第五号、昭和四十八年、日本密教学会
坂本正仁「真言宗新義派護持院僧録について」『仏教史研究』第八号、昭和四十九年、日本仏教史学会
坂本正仁「真言宗法度と真言五箇本寺の成立について―近世真言宗史の一側面―」『大正大学大学院論集』第三号、一九七九年

【参考資料】

『豊山伝通記』『豊山全書』第十八卷、昭和十二年、豊山全書刊行會
『隆光僧正日記』永島福太郎・林亮勝、昭和四十五年、續群書完成會
『長谷寺萬記録』『續豊山全書』十九、昭和四十九年、續豊山全書刊行會
『多聞院日記』昭和六十年、臨川書店
『大乘院寺社雜事記』『続史料大成 大乘院寺社雜事記』一九七八年、臨川書店
『長谷寺編年資料』昭和四十九年、総本山長谷寺

註

- (1) 柳田良洪「真言密教成立過程の研究」第二章「新義学山の成立とその発展」、第三章「新義真言宗教団形成」、第四章「新義真言宗寺院の構成」、昭和三十九年、吉川弘文館
- (2) 林亮勝・坂本正仁『長谷寺略史』平成五年、真言宗豊山派宗務所・林亮勝「江戸時代中期における真言宗新義派の諸

問題―河内通法寺・山科乙訓寺・下総妙見寺の後任問題を通して見た―『日本仏教学会年報』第三十九号所収、昭和四十九年・坂本正仁「真言宗新義派護持院僧録について」昭和四十九年、日本仏教史学会

(3) 宇高良哲『触頭制度の研究』平成二十九年、青史出版

(4) 中世、公家・寺社・武家などに仕え、剃髪して駕輿、馬の口取り、長刀を持った警固・使者など、力役を中心とした奉仕に従ったもの。剃髪しているが、僧侶ではない。

(5) 昔、公家・寺院などに召使われた男。身分は侍と小者の間に位する。中間男。

(6) 房官とも書き、僧の住房の官人の意。殿上法師ともいい、御所や門跡寺院などに仕えた在家の法師である。大臣や殿上人など身分の高い者の子息が多くこの任にあたり、剃髪し僧衣に白袴を着しているが、腰刀をさし肉食妻帯も許されていた。

(7) 寺院において、大衆集会評定の幹事となり、集会を開催し、決議事項を記録・保管・執行し、また内外の統制・折衝などにあたった役職。

(8) 『長谷寺略史』所収「専誓の長谷寺経営」、永島福太郎『豊山前史』所収「長谷寺の寺院組織」昭和三十八年・柳田良洪『専誓の研究』所収「専誓入山前の長谷寺」

(9) 『長谷寺前史』「四 長谷寺の寺院組織」三五〇三七頁

(10) 『国史大辞典』第十一卷「羽柴秀長」項目要約、五三五頁

(11) 『豊山伝通記』『豊山全書』第十八卷所収、昭和十二年、二二頁

(12) 柳田良洪氏は『真言密教成立過程の研究』で、「専誓の研究」で、聞書の記述などから専誓の長谷寺入住は天正十六年六月以後としている。

(13) 三条西公条の天文二十二年（一五五三）二月二十三日、都を発つて奈良・高野・吉野・住吉社・四天王寺を尋ね、水無瀬を経て三月十四日に帰京するまでの二十二日間の旅行記。「三条西公条『吉野詣記』（翻刻・校注）」北谷幸冊／鈴木徳男／鶴崎裕雄『相愛女子短期大学研究論集』三十三、二七〇六九頁（当該頁四二頁）一九八六年・『長谷寺編年資料』「編年資料」所収、二五二頁

- (14) 『長谷寺編年資料』「編年資料」所収（以下『長谷寺編年資料』と略）二五四頁
- (15) 『長谷寺編年資料』二五五頁、『豊山前史』「長谷寺の独立」八二頁・『長谷寺略史』「近世の到来と長谷寺」六八頁
- (16) 『豊山前史』では、天正十三・十四・十五年のいずれかとしているが、落慶が天正十六年ということで、十四年と推定されている。
- (17) 『豊山前史』九七頁
- (18) 『多聞院日記』辻善之助編、第四卷、一四六頁、三教書院、一九三八年、および『長谷寺編年資料』所収『多聞院日記』五一九頁
- (19) 『多聞院日記』一四七頁、および『長谷寺編年資料』五一九頁
- (20) 『豊山伝通記』卷中、二二頁
- (21) 史料纂集、『義演准后日記』二、続群書類従完成会、昭和五十九年、二六〇～二頁
- (22) 『長谷寺略史』「専誉の長谷寺経営」一〇二頁
- (23) 内容は本尊十二面観音・阿弥陀・観音・こころみの観音などがあるが、両脇侍などは見られず、桶やうすべり、釜鍋・燭台などまで含まれていた。
- (24) 『多聞院日記』一五八頁、および『長谷寺編年資料』五一九頁
- (25) 『真言密教成立過程の研究』「専誉僧正の学風」七四四頁
- (26) 『真言密教成立過程の研究』七四五頁
- (27) 『重要文化財 長谷寺本堂調査報告書』所収「慶安三年 本堂造立棟札」p.8、二〇〇四年、独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- (28) 『長谷寺略史』「近世長谷寺の寺内組織―1―」二〇三頁
- (29) 「勸学院法度条目」『豊山小史』所収、五二～五五頁、田中海應編、大正十三年
- (30) 『長谷寺略史』二〇七～八頁
- (31) 『長谷寺略史』二〇九～一〇頁

- (32) 『長谷寺略史』 二二〇頁および「勸学院法度条目」該当条
- (33) 『長谷寺略史』 二二一頁および「勸学院法度条目」該当条
- (34) 『長谷寺略史』 二二一頁
- (35) 『長谷寺略史』 二二二～三頁
- (36) 『長谷寺略史』 二二四頁
- (37) 『豊山全書』 第十八所収十九～二十一
- (38) 『長谷寺略史』 二二七頁
- (39) 『長谷寺略史』 二二〇～二頁
- (40) 『長谷寺略史』 二二二頁
- (41) 『長谷寺略史』 二二二～二二七頁
- (42) 『寺院法度』 制定は慶長二年（一五九七）「関東浄土宗法度」が最初であるが、関ヶ原の合戦後、慶長六年（一六〇一）の「高山法度」を最初とするものもある。
- (43) 『改訂増補日本宗教制度史〈近世篇〉』 「江戸幕府法令（上）」 梅田義彦著、一九七二年、東宣出版
- (44) 『日本人の行動と思想 江戸幕府の宗教統制』 「家康の仏教統制」 圭室文雄著、評論社、一九七一、一九〇二頁
- (45) 『江戸幕府の宗教統制』 「真言宗法度」 一三三頁
- (46) 『江戸幕府の宗教統制』 一三三頁。慶長十四年の「東寺諸法度」・「醍醐寺諸法度」同内容であり、その他法度については表題があるものについてはその題を採用した。参考資料は『改訂増補日本宗教制度史〈近世篇〉』 「江戸幕府法令（上）」。
- (47) 『江戸幕府の宗教統制』 「真言宗法度」 二九～三二頁
- (48) 「関東新義真言宗法度」 二通は、五月は家康黒印状、六月は秀忠黒印状で内容はほぼ同じである。
- (49) 『改訂増補日本宗教制度史』 三八九頁
- (50) 『改訂増補日本宗教制度史』 三九二頁
- (51) 『本光国師日記』 第九、『大日本仏教全書』 第七十九卷、日記部五、一八八頁、昭和四十八年、財団法人鈴木学術財団

- (52) 『江戸幕府の宗教統制』三十～三十一
- (53) 坂本正仁「真言宗法度と真言五箇本寺の成立について―近世真言宗史の一側面―」『大正大学大学院論集』第三号、一九七二年
- (54) 『改訂増補日本宗教制度史』三九一～三四〇頁、『国史大辞典』吉川弘文館、「真言宗法度」項
- (55) 『大正大学大学院論集』、「真言宗法度」と真言五箇本寺の成立について―近世真言宗史の一側面―」では関東真言宗香衣改を契機に三宝院義演、智積院日誉・多聞院良尊などが案文を提出し以心崇伝の添削をもとに作成されたとある。
- (56) 坂本正仁「新義真言宗の成立」真言宗豊山派総合研究院研修会、平成三十年十二月十七日
- (57) 「真言宗新義派護持院僧録について―特に隆光代を中止として―」六六頁
- (58) 『真言密教成立過程の研究』「触頭制度の確立」・「新義真言宗新義派護持院僧録について―特に隆光代を中止として―」第八号
- (59) 『史料纂集 隆光僧正日記』第一、二五頁
- (60) 『和州豊山派長谷寺古今雜録』三二頁
- (61) 「真言宗新義派護持院僧録について」六六～六七頁
- (62) 『史料纂集 隆光僧正日記』第一、二五頁
- (63) 『長谷寺小池坊能化列伝』一九三～二〇二頁、二〇〇四年
- (64) 「江戸時代中期における真言宗新義派の諸問題―河内通法寺・山科乙訓寺・下総妙見寺の後任問題を通して見た―」三七一～三八六頁